



令和8年10月6日（火） 第10436号

目次

ページ

告 示

○保安林予定森林（森林保全課）	2
○同	2
○同	3
○解除予定保安林（同）	3
○道路の区域変更（道路管理課）	4
○同	4
○道路の供用開始（同）	4

公 告

○開発工事の完了（建築課）	5
---------------	---

落 札

○落札者等の決定（防災航空センター）	5
○同（小児医療センター）	6

■ 告 示

◎群馬県告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和8年10月6日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字栗山字竹上1113、字竹ノ沢1124から1130まで、字芦久保1144の1、1145、甘楽町大字轟字神出萱482の1、483の1、字大門東489の1、489の2、502の1、字日向山778の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第223号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和8年10月6日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 利根郡みなかみ町東峰字矢倉766、771、772、774の1、777、778、字宮入814の1、814の2、818の1から818の3まで、826の1、879、892、893、897、906、字上坂1090、1105の1、1110、1111、相俣字南ヶ谷2085の1、字赤谷2109から2114まで、2116から2119まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

利根郡みなかみ町東峰字矢倉766・774の1・778（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、772、字宮入814の1・814の2・818の1・818の3・826の1・879・893（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、818の2、892、897、字上坂1090、1105の1、1110、1111、相俣字南ヶ谷2085の1、字赤谷2109から2114まで、21

16から2119まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和8年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所 安中市松井田町新堀字南源ヶ原1675の1、1676の1、1677、1679、1683から1685まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

安中市松井田町新堀字南源ヶ原1675の1、1676の1、1677、1679

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第225号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

1 (1) 解除予定保安林の所在場所 安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所 安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	462号	伊勢崎市鹿島町79番の1地先から同市本関町1215番地先まで	前	27.0～41.3	476.4
			後	30.4～41.3	476.4

◎群馬県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年10月6日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	菅原一ノ宮線	富岡市上丹生字駒寄1番の3地先から同市下丹生字雨田275番の3地先まで	前	9.8～11.4	37.8
			後	11.6～14.0	37.8

◎群馬県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年10月6日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	菅原一ノ宮線	富岡市上丹生字駒寄1番の3地先から同市下丹生字雨田275番の3地先まで	令和8年10月6日

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年10月6日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字荒神890-1	邑楽郡邑楽町大字中野2207番地 眞仁田竜
2	邑楽郡邑楽町大字中野字諏訪原2347-6	邑楽郡邑楽町大字篠塚1238番地1 グラン・ シャリオ103 二連木佳奈

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年10月6日

群馬県防災航空センター所長 福 田 正 之

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 防災ヘリコプター部品 ELECTRONIC ENGINE CONTROL 1個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県防災航空センター 群馬県前橋市下阿内町377番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年8月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 三井物産エアロスペース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
- 5 随意契約に係る契約金額 61,023,930円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

次のとおり落札者を決定した。

令和8年10月6日

群馬県立小児医療センター院長 浜 島 昭 人

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量 基準寝具及び基準外リネン賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市北橘町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 令和8年9月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栄久 群馬県伊勢崎市境上矢島670番地の2
- 5 落札に係る借入物品等の品目、予定数量及び契約金額

項番	品目	予定数量	落札単価（税抜）
1	基準寝具	110,890 組	124 円／組
2	当直寝具	360 組	75 円／組
3	掛布団・当直	360 枚	950 円／枚
4	敷布団・当直	360 枚	950 円／枚
5	毛布・当直	360 枚	360 円／枚
6	枕・当直	720 個	360 円／個
7	家族宿泊施設等寝具	1,440 組	185 円／組
8	肌着	16,560 着	32 円／着
9	パンツ	720 着	32 円／着
10	ズボン下	7,200 着	40 円／着
11	パジャマ（上）	10,800 着	40 円／着
12	パジャマ（下）	11,520 着	40 円／着
13	アブチャン	8,640 着	26 円／着
14	フェイスタオル	145,440 枚	24 円／枚
15	バスタオル	204,480 枚	35 円／枚
16	お手拭きタオル	182,880 枚	10 円／枚
17	クベース清拭布	10,440 枚	10 円／枚
18	パンタロン（上）	55,800 着	95 円／着
19	パンタロン（下）	58,680 着	95 円／着

20	術衣	4,680 着	120 円／着
21	一般予防衣	26,640 着	80 円／着
22	職員用ソックス	22,320 足	17 円／足
23	抑制帯（ヒモ）	720 本	28 円／本
24	穴布	360 枚	63 円／枚
25	マットレスパット	1,440 枚	65 円／枚
26	シーツ	3,240 枚	70 円／枚
27	タオルケット	4,320 枚	82 円／枚
28	毛布	360 枚	82 円／枚
29	毛布・掛布団用包布	720 枚	70 円／枚
30	新生児肌着	42,840 着	29 円／着
31	枕カバー	1,800 枚	20 円／枚
32	フィットシーツ	2,520 枚	150 円／枚

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札公告をした日 令和8年7月21日

8 契約方法 単価契約

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111